

## 三月前期のプロイセンにおける「社会問題」 と社会政策および中間層政策の展開(九)

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」——第26巻第5号, 第6号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕 国家的社会政策の開始=1839年の児童保護規定——第28巻第2号, 第29巻第2号, 第4号

〔II〕 中間層政策の開始=1845年の営業令

I 考察の対象と意義

(1) 対象とする時期について

(2) 対象とする地域について

(3) 中間層政策を考察する意義について

1) 1845年の営業令以降におけるプロイセンとドイツの中間層政策の概観とその特徴——第36巻第2号

2) プロイセンとドイツの階級社会の特徴

3) 1823年の州議会の設立と官僚制

4) 自由主義的経済政策の展開と州議会

5) 官僚の州議会への進出——第36巻第3号

6) 「農民解放」による農村社会制度の変化——第36巻第4・5号

7) 合同州議会の開催と官僚制

8) 三月前期における官僚制の展開——以上本号

III 「三月革命」と政策の展開

### 7) 合同州議会の開催と官僚制

1823年の州議会設立以来, 既述のように, 州議会において騎士領所有者が優位を占め, 官僚が唯一の国家身分となった。しかし, 土地所有を基準とした身分制的なこの制度は, 経済分野での自由化と工業化の進展開始とともに, 階級社会の局面が形成されてくるにつれて, 矛盾を先鋭化していく。そして, 1847

年の合同州議会の開催から「三月革命」を経て、三級選挙法に基づくプロイセン下院の創設へと移行していく。こうした議会制度の推移のなかで、官僚は唯一の国家身分としての性格を喪失するのであるが、官僚政治の相対的自立性は維持され、これがさらにドイツ帝国へと拡張され、1918年まで持続する。以下この過程を概観しよう。

1823年の州議会の開設以来、「20年の間、国家は<sup>ワンツ・マン</sup>臣下を政治的に静止させるために、経済領域に目を向けさせることを狙った<sup>1)</sup>」。こうして、「三代の内相、シュックマン、ブレン、ロコウの硬直した立場が政治的休戦を指示したのであった<sup>2)</sup>」。しかし、「国家の促進した工業化と土地市場の活動が効果を発揮すれば<sup>3)</sup>」するほど、土地所有へ州議会を結びつけることが、ますます問題となってきた<sup>3)</sup>。すなわち、「州議会の批判は、資格をもつ代表に向けられないで、資格授与の仕方に向けられるようになっていったのである<sup>4)</sup>」。

既述のように、土地所有を基準とする州議会選挙の枠内で、とりわけ被選挙者への10年条項による、古い貴族的騎士領所有者の優位維持問題や、官僚の議会の内と外からの圧迫に対する批判が展開されたのであるが、経済の自由化と工業化開始とともに、選挙資格や議会制度そのものへの批判が前面化するに至る。批判点は、土地所有を基準とする選挙資格授与に対する批判として、第一に、この基準を満たさない多くの者が除外された点、とりわけ都市の特別免除市民 (eximierte Bürger) の問題、第二に、納税額、とくに地租納税額と選挙資格との矛盾への批判、憲法問題に収斂する問題として、第三に、1840年代に「社会問題」の緊迫化を背景とする、州議会に代る全国家的議会設置の要求、の三点である。まず、この点を辿ることにしよう。

1823年開設の州議会では、土地所有が選挙権の基準とされたため、1844年にラウエル (Rauer) が述べたように、農業日雇、畜耕能力のない農民、僕婢、すべての都市の被保護市民 (Schutzverwandt)、非定住者、資本家、学者、プロレタリアート等が選挙から除外された。抗議は都市から生じてきた。都市では、フォーム・シュタインによる1808年の都市条令第15条 (Städteordnung vom 19. 11. 1808, §. 15) において、「市民権 (Bürgerrecht) は、都市営業を営み、都市の警察

区域 (Polizeibezirk) に土地を所有するという資格において成立する」とされ、特別免除市民や都市の被保護市民、すなわち、都市に土地を所有せず、都市営業を営まない学者や弁護士、医者、国家官僚、裁判官といった大学卒の名望家や工場主、銀行家は州議会から排除されたからである。

こうして都市条令は、従来の間接都市と直接都市(mittelbare und unmittelbare Städte) の間の区別を解消し、都市の統一的身分を形成したのであるが、特別免除者〔本来の国家市民〕と都市市民の間の厳格な分離を、一般国法の遺産として相続したのであった。そのため、ハルデンベルクの経済立法とフォーム・シュタインの都市条令は矛盾した。すなわち、前者により、自由な市場経済が拡大し、共通の国家市民が形成されてくるのに対し、後者は、従来の都市と農村の分離を前提とし、土地所有を基準に市民とそれ以外の者を区別したがゆえに、その結果、「<sup>レジオナール</sup>全国家に関連する精神と地域的な物質的利害の間の対立が、……プロイセン都市制度の強固な構成部分となったのである<sup>5)</sup>」。

この問題が、1830年代に、とりわけ西エルベ地域の選挙区からの異議申し立てを惹起した。例えば、後に詳論するように、ライン州では、都市という殻の上<sup>6)</sup>に、フランス支配の遺産である法の平等という既存状態が被さることになった。しかも、営業局やローターの王立海外貿易会社やポイトの営業促進のための技術協会による工業化への起爆と、その経済的成果の進展に対して、内務省は旧来の政治的立場を固守した。この結果、クレーフェルトのライエン (von der Leyen in Krefeld) やアーヘンのハンゼマンといった指導的企業家が州議会に選出され得ず、また、模範工場を設立することにより、繊維工業の機械化を促進するために、1815年に国家が招へいしたW. コッケリル (William Cockerill in Gu<sup>7)</sup>ben) すらも選出され得なかったのである。

こうした状況のもとで、官僚層内外における若い知識人がますます急進的になっていった。1831年の修正都市条令 (die revidierte Städteordnung für die preußische Monarchie vom 17.3.1831) は、1808年の都市条令における、市会議員の三分の二が家屋所有者でなければならない、という条項 (§.85) を、ライン州の等族の強い要求を入れて、二分の一に減少させた (§.49)。その結果、大

学出身の職業従事者が市参事会に進出していくに従い、かれらはまた、州議会に対しても、市参事会の有権者を特別免除者へ拡大する要求を迫るようになり、この要求は、1840年代に入ると、ますます強まっていった。<sup>8)</sup>

I, [II]の3, で述べたように、ツンフト制度の存続した唯一の州、ザクセンでは、1843年に、市参事会の身分または営業経営に対するすべての制限を廃止する提案が、州議会において、57票対9票の多数で可決された。ここでは、営業の条件がツンフト構成員に限定されていたからである。しかし、ザクセンとは事情の異った、他の工業の発達した諸州、シュレージエン、ヴェストファーレン、ラインラントでも、同じ提案が1843年に州議会において多数を占めていた。この都市の代表を職業的に拡大する要求、それゆえに国家市民への道を拒否することは、新王によって留保されたままに留ったのであった。

これに加えて、既述の1827年にヴェストファーレン州が一時的に獲得した、土地所有条項にかかわらず、営業者を州議会へ選出する要求が、1840年以来、工業の発達した諸州のみでなく、各地で分散的に、ますます緊迫の度を加えて提案されるようになった。そのさい、提案は都市と農村の分離の枠内に留まっていたとはいえ、何よりもまず、「工業の創設者」である「勤勉な市民階級または中間階級」の政治的<sup>9)</sup>代表権を阻害する、土地所有条項に反対が向けられたのであった。

1840年代に入るとライン州と、東プロイセン州に自由派 (die Liberalen) が<sup>10)</sup>形成されてくる。これを担い手として、土地所有条項へのいま一つの批判である納税額と選挙資格との間の不均衡が激しく非難されるようになり、さらに、とりわけライン自由派を担い手とする、州議会を越えた「全国家の福祉を共通<sup>11)</sup>に守り得る帝国議会 (Reichsstände)」を形成する運動が展開してくる。

納税額、とくに地租納税額と選挙資格との矛盾としては、つぎの点が指摘された。東部における騎士領所有者は、地租が免除または軽減されている。例えば、6万ターラーを支払っているブランデンブルクの騎士領所有者が、34議席を与えられているのに対し、22人の都市の代表者は、5倍半の地租を支払っている。ベルリンの3人の代表者のみで騎士領所有者の地租支払いの2倍を支払ってい

る。これと同じ事情が西部においても存在していた。ライン州では、三つの身分が同数の代表者を出していたのに、騎士層は全地租額の4%以下を支払っていたにすぎなかった。こうした地租支払い額と州議会議員数との間の顕著な矛盾は、経済力のみでなく、消滅過程にある支配権が身分制的に考慮されていたことから生じた。そして、地租支払い額と政治的代表者数との間のシェーレは、<sup>12)</sup> 1823年におけるよりも、つぎの数10年間にますます開いていったのであった。

以上のような、「政治的権利を土地所有に結合するという束縛から解放する一般的要求は、国家が堅持した経済立法からの一結果であり、それが(納税額と選挙資格を結合した一引用者)1845年のライン市町村制度において、すでに三級選挙法へと導いたのであった<sup>13)</sup>」。そこで、1845年のライン市町村条令(Rheinische Gemeindeordnung vom 1845)についてここで触れておきたい。これが革命挫折後の三級選挙法(Dreiklassenwahlrecht)の原型となるからである。

1808年の都市条令は、発布当時プロイセンに属していた地域でのみ効力をもっていたので、ヴィーン会議により領土が拡張したさい、郡と県の制度は全プロイセンに拡大されたが、市町村行政はそのままだに留った。<sup>14)</sup>したがって、1823年の州議会の設置は全プロイセンで実施されたため、土地所有を基準とし、都市と農村の分離を前提とする州議会選挙制度と市町村行政との間に乖離が生じてきた。いま、視野をドイツ連邦(Deutscher Bund)に拡大して、市町村行政の推移を概括すると、市町村行政は、ナポレオン時代に、不統一のまま、根底的な変化を蒙った。オーストリーを除いて、1808～1815年に二つの新しい都市制度のタイプが生み出されたのである。

一つは、1807年のエルベ河以東のプロイセン国家に導入された、既述のフォーム・シュタインによる都市条令であり、いま一つは、フランスの市町村制度(Mairieverfassung)で、それぞれの国の事情に応じて、具体的には相違していたが、ライン左岸とライン連邦諸邦に導入された。前者の特徴が、市民的自由の広い余地を認めるとともに、都市の被保護市民を選挙から除外したことにあり、後者の特徴は、市町村を厳格な国家行政に編入し、市長(Maire)と市町村参議会(Gemeinderat)が政府により、高額納税者層から任命された点

にあった。

1815年以降、エルベ河とライン河の間の地域、および南ドイツ諸邦でも、フランスモデルとプロイセンモデルの間のさまざまな調整作用が進行した。その皮切りは、1818年のバイエルンであったが、行論との関係で注目されるのは、1837年のバーデンの市町村条令（die Gemeindeordnung von 1837）であり、ドイツ最初の三級選挙法が施行された。それは、「非独立者（„Unselbständigen“）」を除き、納税者を高額、中級、低額に分類し、納税額に応じて選挙権を与えるもので、住民の平等な地位を否定するものであった。ライン州においても、1845年にフランス市町村制度が廃止され、都市と農村の分離を止揚した三級選挙法が導入されるのであるが、この経過は以下の如くである。<sup>16)</sup>

1831年の修正都市条令の発布を機会に、ライン州ではこれを導入するか、従来のフランス市町村制度を維持するか、の岐路に立ったが、両者ともに拒否し、独自の条令作成への道を選んだ。修正都市条令は都市と農村の分離を前提としており、経済の発展に適合的でなく、また、フランス市町村制度は「貨幣専制主義（„Gelddespotismus“）」であったからである。1833年の草案では、1830年の事件の影響のもとで、「一般国家市民（„Allgemeines Staatsbürgertum“）」を志向するとともに、すでに三級選挙法を企図していたが、内相ブレンにより拒否された。しかし、草案は、歴代州長官、ペステル（Pestel）、ボーデルシュヴィンク、シャペル（Schaper）の支持を得た。1840年頃、「大衆貧窮」の深刻化のもとで、市町村制度が再び攻撃に曝され、ライン自由派を中心に草案の実施を迫り、ライン州の行政官出身の二人の大臣、アルミン（Armin）とボーデルシュヴィンクがこれに妥協して解決をみた。

市町村制度の攻撃点は、①1843年に州議会でケルン商人メルケンス（Merckens）が述べたように、1831年の修正都市条令および州議会選挙は、都市と農村の分離を前提にしており、この前提のうえでプロイセン将校団が都市よりも農村から選出されていることの不公平、すなわち、メルケンスの誇張した表現を使えば、「少尉（Leutnant）、大佐（Oberst）、将軍（General）および男爵、伯爵、閣下（Excellenz）に農民がなり得るが、……しかし、市民層は拒否されて

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開(九) (川本) 27

おり、われわれ自身もそうである」点、②1842年にメヴィッセンが書いたように、「農村の大部分が、……工業発展において古い諸都市を凌駕しており」、「工業と、それとともに高度の知識人が全農村に拡大している所では」、農民の最大相続人 (Meistbeerbten) の特権のもとに農村が置かれることは許されない点、にあった。これに対して両大臣が妥協したのは、1845年には、Ⅰの〔Ⅱ〕で述べたように、「社会問題」が激化し、30年代のように、下層を犠牲にした有産市民の優遇に対する不信が後退し、逆に下層の社会運動に対する恐怖が前面化したためであった。

1845年のライン市町村条令 (Gemeindeordnung für die Rheinprovinz vom 23. 7. 1845) は、選挙権を高額納税者である最大相続人に限定し、これに農村における郡長の役割を課し、さらにそれを納税額に従って三階級に分割した。この結果、都市の下層が選挙から排除されるとともに、営業税を加算しないことにより、都市の小市民もまた排除された。そして、市長職への任命権は国家に留保されたのであった。このライン州における、身分制と土地所有基準から自由な市町村条令が、「三月革命」後の三級選挙法として全プロイセンに拡大するのである。ここでは、ライン市町村条令成立の一主要原因として、「社会問題」<sup>17)</sup>への対応という局面が存在したことに注意を促しておきたい。

第三の、州議会に代る全国的議会設置の要求は、1840年にフリードリヒ・ヴィルヘルム四世が即位し、新王に期待して興隆してきた憲法制定要求と、それに対する王の拒否と絡み合いながら進展した。王の憲法拒否は、警視正バウアー (Polizeirat Bauer) のポーゼンからの世論についての的確な表現を借りると、一般的「運動を乳離れさし、世論の目標を再びヨリ以上に物質的関心の広大な領域へと引き寄せた」。しかし、問題は、1830年にハンゼマンが王に警告した有名な覚書 (Denkschrift) に書かれたつぎの点にあった。「工業の繁栄のために必要なすべての知識を普及し、ライブアイゲンシャフトと、それに由来する奉仕義務 (Dienstbarkeit) を廃止し、営業の自由を完全に遂行し、しかも、それにも拘らず、かつて国民大衆によって要求され、必然的に最終的には国家の新しい生活諸原理 (Lebensprinzipien) の正式な完全な承認を招来せざ

るを得ないという、政治的見解の普及を阻止することが可能であると、あちこちで今なお信じられているのであろうか」、という疑問である。ここで、すでに変化した経済事情に適合した議会制の必要が示唆されているのである。

1840年代に入ると、東部と西部からベルリンに到達する州議会の諸要求は、とくに経済、社会問題の領域において、新しい共通の利害状況を反映するようになり、もはや州議会の限界を越えた、全国的見地が要求されるようになっていった。私的銀行 (Privatbank)、新しい株式法、鉄道建設援助等の問題がそれである。こうした経済政策にかかわる問題が財政政策と緊密に関係するようになってきた。事実、1810年10月27日の財政勅令、1815年5月22日の憲法制定の約束、1820年1月17日の国家予算法と国家負債法による、国家負債に関する最終決定権が等族議会にあるとの約束に基づき、1847年2月3日の勅令 (das Patent vom 3. Februar 1847) により、東部鉄道建設のための公債問題、農民のための地代銀行設立への国家認可等をめぐって、合同州議会が召集されることになったのである。<sup>18)</sup>

合同州議会は差当り八つの州議会の連合体であった。しかし、合同州議会は、内からと、外および下から帝国議会形成へと推しすすめられていく。1847年に「プロイセン憲法との関係におけるライン州の政党 („Die politischen Parteien der Rheinprovinz in ihrem Verhältnis zur preußischen Verfassung geschildert, Düsseldorf 1847“)」を書いた「ザイベル (Heinrich von Sybel) が、内から州議会秩序を破砕する諸党派を叙述したのみでなく、外からと下から全議会制度を圧迫した社会運動の諸力を関連させることにより、カンプハウゼン、ベッケラート、ハンゼマン、メヴィッセン等が分ち合ったのと共通の経験を述べたのであった。かれらのプログラムは特殊利害をのみ代表する議会をもちや目的とするのではなく、全国家の福祉を共通に守らなければならない帝国議会を目的としたのである」<sup>19)</sup>。

州議会内部からの帝国議会創設への動きは自由派の形成により開始された。既述のように自由派は、動機は異っていたにせよ、プロイセンの両翼の州、ライン州とプロイセン州において形成されるのであるが、それはまず、州議会内

部における三つの身分の間の境界を越えて形成され、ついで州議会の枠を越えて拡大していった。まず、両州の自由派は、ポーゼン州議会において三つの身分を越えて団結した反対派 (Opposition) の支持を得、ついで、すぐれて貴族身分によって代表される、国民的理由から結合したポーランド人が、ポーランド友好的な自由派と結びついていった。また、ライン州とプロイセン州以外の大都市市民、とくにベルリンとブレスラウの市民が自由派と結合した。こうして合同州議会において、メヴィッセンが友人に書いたように、「進歩の問題について、かなりの安全性をもって数え得る」<sup>20)</sup> ほぼ 180 票のブロックが、州議会の枠を越えて形成されていったのである。

外から、下から州議会の枠を破砕する社会運動についてのザイベルの意見はつぎの通りである。真の危険は政治的急進主義であり、「共産主義的諸傾向」である。「その活動の世界史的根拠であるプロレタリアートの恐るべき困窮が、日々増大していく強さの本質である」。これに対する方策はただ一つ、国家権力の、市民層のうちの財政的基盤となる知的な勢力、との「公然の、完璧な、実際に則した同盟」である。このプログラムを、ライン大ブルジョアジーは、<sup>21)</sup> 合同州議会において堂々と実行したのである。

1847年の憲法運動は、騎士層を犠牲にして拡大しようとした二つの下層等族〔都市と農村の等族〕の運動のみではなく、ヨリ以上に個人の独自の存在から出発し、国家への安定した関与を得ようとした自由主義的な州等族の運動であった。国家の統一はもはや行政においてのみでなく、その本質は行政に政治的影響力を及ぼそうとした帝国議会になければならなかった。とくにライン大ブルジョアジーが、もっとも国家の統一を強調したのであった。その背景には「社会問題」があった。1844年にはマルクスを寄附金でもって援助したメヴィッセンが、1846年にすでに「人が信じているよりもヨリ急速に社会革命 (eine gesellschaftliche Revolution) に向かってすすんでいる」ことを恐れている。そのため、西部の工業に代表される保護関税主義者と、東部と西部の両方に存在する自由貿易論者との間の分裂を避けるため、<sup>22)</sup> 経済政策的提案を先に延ばし、合同州議会を何よりも政治的裁きの場としたのであった。

われわれは、以上から、一方で、革命挫折後、1845年のライン市町村条令ですでに実施されていた三級選挙法が導入される一要因を看取すると同時に、他方で、自由派主導の帝国議会を創設することにより、「社会問題」に対する方策として、国家権力とブルジョアジーの同盟を果そうとした自由派の意図を看取できるのである。「1847年の一般議会 (Generalständen) において、新しい市民社会の頂点が、しかも議会によって届け出されたのである」<sup>23)</sup>。そして、「1847年2月3日の勅令により官僚層は、国家の唯一の身分として、一般的立法に対しても、その執行に対しても管轄権をもち、市民社会を代表する権利を喪失した。身分制的に選出されていたが、しかし、もはや身分制的には編成されていない合同州議会が、市民社会の代表を自ら引受けたのである」<sup>24)</sup>。しかし、1847年に頂点に達した、自由派主導でもって帝国議会を創設し、ブルジョアジー主導の国家権力との同盟を形成する動きは、革命勃発後、1848年7月に創刊された「新プロイセン新聞 (Neue Preußische Zeitung)」〔いわゆる「十字新聞 (Kreuzzeitung)」〕を中心に結集した保守派主導の、三級選挙法に基づくプロイセン下院の創設へと逆転し、革命は挫折する。

つぎに、官僚層の唯一の国家身分としての性格の喪失過程を考察した後、合同州議会から革命挫折後の三級選挙法に基づくプロイセン下院創設に至る過程で、官僚政治の相対的自立性がどのように維持されていったのか、の考察に移ることにしよう。

- 1) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 354.
- 2), 3) Ebd., 356.
- 4) Ebd., 348.
- 5) Ebd., 341-342. なお、都市の被保護市民とは、強力な領主が、農村における自由人を従属させようとした時、後者を前者から保護するため、都市が市域外市民 (Aus- oder Pfahlbürger) として採用した者を指す。村落が採用した者は Gemeindebeisassen という (Vgl. Große Brockhaus, 7 Bd., Leipzig 1934, 78)。

また、1808年の都市条令は、団体 (Korporation) から出発し、段階づけられた自治を通じて、国家に関連させるというフォム・シュタインの立場〔市町村団体制→郡→州→国家〕の具体化であり、古い家産制的都市制度を廃して、司法と警

察という国家機能を都市から取り上げる代りに、全自治行政を都市に委ねた。自治制度としては、市民が市議会 (Stadtverordnetenversammlung) を選挙し、これがさらに執行機関としての市参事会 (Magistrat) を選出した (F. Hartung, a. a. O., 145, 訳, 344~345ページ)。

- 6) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 343.  
7) Ebd., 348.  
8) Ebd., 68, 352. なお、1831年の修正都市条令は、諸官庁、国家参議院 (Staatsrat)、州議会の長い審議の後、将来にわたる普遍性 (Allgemeinheit) を考慮に入れた、さまざまな利害の妥協であった。それは、一方で、国家監視を強化し、国家の決定権 (die staatlichen Entscheidungsbefugnisse) を拡大し (§§. 114 ff), 富裕な有産市民を優遇した。すなわち、都市の規模を標準とし、また被選挙権者の範囲をさらに選別して段階づけた、財産による市民の評価原則 (Zensusätze) を導入することにより、1808年の共和制的な選挙権が決定的に狭められたのである (§. 56)。こうして、「市民と都市の被保護市民との間の差別が廃止されたが、選挙権は高められた財産による市民の評価により著しく制限された」。また、市参事会の地位が強化された (§§. 46 und Tit. VII)。その代り、他方で、自由な所有権と営業権がすべての住民に拡大された (§§. 11ff) (Ebd., 575-576. Werner Conze, Sozialgeschichte 1800-1850, in, Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte, Band 2, Das 19. und 20. Jahrhundert herausgegeben von Wolfgang Zorn, Stuttgart 1976, 465)。

最後の点は、1845年の営業令との関連で後段で問題となるのであるが、1808年の都市条令は、独立の営業経営の条件として、市民権 (Bürgerrecht) の獲得または村落構成員 (Gemeindemitglieder) になることを規定し、公民権 (die bürgerlichen Ehrenrecht) をもたない者から営業鑑札 (Gewerbeschein) が取り上げられ、営業権が剝奪されることになっていた。この規定は余りにも厳しすぎるので、王は1822年8月25日に、将来、営業経営権を公民権から分離することを命じた。1831年の修正都市条令は、営業経営のために、一般的に公民権獲得の権利も義務も必要としないが、経営規模が一定の大きさに達したばあい、初めて公民権の取得を必要とすると規定した (§. 17) (H. Roehl, a. a. O., 207-208)。

以上のように、1831年の修正都市条令の特徴は、一方で、「政治的市民共同体が締めつけられたが、しかし、同時に、自由な所有権と営業権が全住民に拡大された」点にあった (R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 576)。

- 9) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 352-354.  
10) 1840年6月7日にフリードリッヒ・ヴィルヘルム三世が没した後、プロイセンにおいて立憲運動が再び活発化した。その最も重要な担い手はライン州における

ベッケラート (Beckerath), カンプハウゼン (Camphausen), ハンゼマン等により指導されたブルジョアジーと、それと並んで立憲思想を代表した東プロイセン州における倫理的傾向をもった自由主義者であった。

ライン州は、改革時代の遺産は継受してはいないが、フランス裁判制度、フランス法、フランス市町村制度をプロイセン東部の諸関係に適合しようとしたベルリンのすべての試みに対し、ライン州議会は強固な砦でありつづけた。ベルリンの中央各省は、プロイセンの法律を西へ拡張しようとする試みを繰り返したが、ライン州議会の多数の固い意志により失敗を重ねた。それが、ライン州において、とくに1830年以降地方分権的な自己意識 (ein partikulares Selbstbewußtsein) を発達させ、1840年代に、これまで維持した自由な法制度を全国家に拡大する前衛としての自覚を生み出したのである。その担い手は、工業化の進展に伴い、富裕となったブルジョアジーであり、かれらを支持したのが、ナポレオン法典 (der Code Napoléon) の精通者であった、ライン州の法律家 (Juristen) であった。

東プロイセン州では、ケーニヒスベルクの啓蒙主義、とくに個人の自律を説くカントの思想と、ケーニヒスベルクの教授クラウス (Kraus) により紹介された A. スミスの諸理念、の社会的遺産が、貴族と上層市民層の間の緊密な結合を創り出した。これに反し、下層の政治的力はお弱かった。ここでは、既述のように、官庁における市民層出身者の割合と、市民層による騎士領購入の比率が他の東部諸州より高かった。そして騎士層となった市民が、州議会において自由化の酵素となったのである。こうして改革時代の直接的遺産を他の東部諸州よりも多く継受したのである。これに加えて、州長官 v. シェーン (von Schön) が改革理念の維持者であった (F. Hartung, a. a. O., 150-151, 訳, 353~354ページ。R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 369-371. W. Conze, Sozialgeschichte, 467)。

11) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 376.

12) Ebd., 357. なお、以上のような州内部における騎士領と都市との、地租支払い額と代表者数の不平等に加えて、II, [II], (3)の6で述べたように、東部諸州と西部二州の間の地租支払い額の不平等の問題が早くより提起されている。しかし、この点については蔵相モツ (der Finanzminister Motz) が1830年に拒否し、蔵相マーセン (Maaßen) が1834年に、また蔵相の統計顧問 Hoffmann (Ihr statistischer Berater Hoffmann) は繰り返し拒否した。その理由とされたのが新租税法の創始者である Hoffmann の租税理論であった。その核心は、国家の根本的な力は土地ではなく、「人間の個人的資質 (die „persönlichen Eigenschaften der Menschen“)」にあり、高い教養、分業の発展、需要の増大、貨幣経済への移行、人口増大が重い負担を可能にする、ということにあった。この理論を基礎にして、面積当りで計算すれば、プロイセン州またはポーゼン州は西部の四分の

一のみを支払っているのに対し、一人当り、または労働収益当りで計算すれば、東部と西部の差は大きくない、とハンゼマンに対してホフマンは反論したのである。すなわち、面積当り収益、荒蕪地面積、穀物価格、農場と森林の市場への近接度が統計数字でもって相互比較されたのである (Ebd., 527-528)。地租免除問題は1861年までつづくのである。

- 13) Ebd., 369.
- 14) F. Hartung, a. a. O., 147, 訳, 348ページ。
- 15) ドイツ連邦については, Vgl. Ebd., 107-115, 訳, 241~256ページ。
- 16) W. Conze, Sozialgeschichte, 465-466. なお, オーストリーは, 1808年の, 市町村に対するヨーゼフの国家監視の強化以外には, いかなる構造改革も行なわなかった。バイエルンでは, プロイセンモデルは限定的にしか受け入れられず, 多かれ少なかれ, 都市の自治行政を一般的に富裕な商工業市民に限定した, 高い財産による市民の評価が影響力をもった (Ebd., 465-466)。
- 17) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 369, 578-580, 585. この結果, ケルン市では, 85,000人の住民中, 21,000人の「独立者 („Selbständigen“)」がいたが, 選挙権を有する者は僅か4,000人のみであり, うち13%が第一階級, 31%が第二階級, 56%が第三階級に属した。さらに工業化の渦中にあり, 社会運動の活発であったライン州では, 三級選挙法の結果, 一部で政党が形成された。例えば, バルメンにおいて, 「貴族主義者 („Aristokraten“)」と「人民党 („Volkspartei“)」が形成され, 市町村社会史の転換点を画した (W. Conze, Sozialgeschichte, 466)。なお, シルファートは, アーヘン市では, 8,437人の「自立的住民」のうち, 6,130人が選挙権から除外され, クレーフェルトでは, 5,532人のうち, 3,990人が, コブレンツでは, 1,797名のうち, 1,114名が除外された, と述べている (シルファート, 前掲書, 334ページ)。
- 18) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 354-356, 378. なお, 等族議会召集の三回の約束については, Vgl. F. Hartung, a. a. O., 148-151, 訳, 345, 350~354ページ。大西健夫, 前掲書, 45ページを参照せよ。第一回合同州議会の権限と審議状況については, 佐藤進, 前掲書, 262ページ以下を参照せよ。また, 1847年の鉄道建設に伴う国債発行問題まで, 合同州議会の開催を不必要とした主要な一理由として, 軍事費の抑制があった。1820年以降, 軍事予算は年2,280万ターラー, 15万人分の水準に定着し, 1860年代の憲法紛争まで「道徳的征服 („moralische Eroberungen“)」の政策が維持されたのである (F. Hartung, a. a. O., 157, 訳, 365~366ページ。Hanna Schissler, Preußische Finanzpolitik nach 1807, Die Bedeutung der Staatsverschuldung als Faktor der Modernisierung des preußischen Finanzsystems, in, Geschichte und Gesellschaft, Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft, 8. Jahrgang

1982, Heft 3, Staatsfinanzen und Gesellschaft, Göttingen 1982, 384-385.  
 「獨逸陸軍史」木暮浪夫訳編, 晴南社, 1944年, 141ページ。大西健夫, 前掲書,  
 216ページ)。

- 19) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 376-377.
- 20) Ebd., 376-378.
- 21) Ebd., 376.
- 22) Ebd., 379.
- 23) Ebd., 392.
- 24) Ebd., 387.

### 8) 三月前期における官僚制の展開

これまで、われわれは1823年設立の州議会のもつ前または半議会主義的構成を中心に、官僚政治の相対的自立性の問題を考察してきた。1823年設立の州議会は、改革の経済面での進展の結果、その成果との矛盾を激化していき、1847年の合同州議会へと移行していくのであるが、そのことにより官僚は唯一の国家身分としての性格を喪失したのであった。以上の議会制度中心の考察を、官僚政治を中心に、改革から革命に至る過程を概括すれば、つぎのようになる。

はしがきで述べたように、改革はフランス革命の政治的側圧のもとで、中央各省の高級官僚を担い手とする「上からの革命」(die von der hohen Bürokratie getragenen „Revolution von oben“)として遂行され、これがドイツ史の特徴を形成するに至る。<sup>1)</sup>が同時に、イギリス産業革命の遂行後、すべてのヨーロッパ諸国にとり、工業化が「政治的至上命令 (ein „politischer Imperativ“)となり、後述するように、改革は工業化への前提条件の創出をも企図していた。<sup>2)</sup>つまり、改革は、18世紀と19世紀の交における「二重革命 („Doppelrevolution“)の圧力のもとで開始されるのである。<sup>3)</sup>

ところで、改革が官僚指導の「上からの革命」とならざるを得なかった理由は、既述のように改革期のプロイセン人口の七分の五が農村人口であり、改革官僚シャルンヴェーバー (Scharnweber) が指摘したように、その四分の三が僕婢または日雇であって、農民層の特徴は教養、合理性、自尊の欠如にあったからである。<sup>4)</sup>こうした状況を招来した根拠は、後述するように再版農奴制として

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開(4) (川本) 35  
の農場領主制 (Gutsherrschaft) の形成に求められる。こうして官僚は、大学卒  
として、教養を身につけた唯一の社会集団として、「教育独裁者 („Erziehungsdiktatur“)<sup>5)</sup>」とならざるを得なかったのである。

官僚は独自の社会集団として活動し、他の集団の道具ではなかった。中央各省の官僚は圧倒的に貴族により構成されていたが、改革官僚の政策目標は伝統的な支配諸力、つまり王と大土地所有者に抗して、ハルデンベルクの言葉を借りると「個々の国家市民の内的 および 外的福祉」の促進 (die Förderung des „inneren und äußeren Wohls der einzelnen Staatsbürger“) に置かれた。すなわち、古い貴族のもつ分裂した支配の権限 (Herrschaftsbefugnisse) を除去し、国家市民の福祉を促進するために、階級対立と身分対立を地ならしすることが、官僚層の経済状態、社会的名誉と支配権行使を強化するための重要な手段となったのである。同時に、西ヨーロッパの模範を志向するプログラムとして、すべての国家市民に対する法の平等と経済的自由への要求を掲げ、改革後の発展の基礎を創出したのであった。

こうした改革の遂行に対して有利に作用したのは、1806年に農業における好景気が終り、好況時に負債を増大させた大土地所有者に、戦争による異常な負担が加重されたことにより、騎士領所有者の抵抗力が一時的に弱化したことであった。したがって、中央各省の官僚の出自が圧倒的に貴族であったことから、直ちに改革の意志形成と決定過程 (Willensbildungs- und Entscheidungsprozesse) が騎士領所有者に友好的であり、ここに改革の限界があった、との結論を演繹することはできないのである。<sup>6)</sup>

官僚を独自の社会集団とした契機はつぎの二つであった。第一は統一的に要求された陶冶過程である。三月前期における官僚層内部での貴族出身者と上層市民層出身者の比率の推移を、II, [II], (3)の3)の最後の註10)で述べたように、中央各省に直結し、合議制に基づいて行政を執行した25の県についてみると、貴族出身者の比率は、1820年の四分の一から、1835年の三分の一へと上昇した。これは、改革時代の終了後、旧貴族支配層の強化が進行した結果であった。そして、この強化を基礎に、貴族出身者と上層市民出身者の融合が、啓蒙

的官僚の自由思想と国家身分のエートスとの混濁 (jene Mischung aufgeklärter Beamtenliberalität mit einem staatlichen Standesethos) というプロイセンの形態において遂行された。

両者の融合の基礎となったのは、試験制度に基づく、大学卒の知識階級の採用であった。1817年10月23日の業務指令 (Geschäftsinstruktion vom 23. 10. 1817, §. 49) によれば、採用には法学のみでなく、官房学 (die kameralistische Schulung) も重要であった。個別的に、例えば、県知事の側で働く試補 (Referendar) に応募する時には、古語、現代語と歴史についての人文知識、数学、国家学とその補助科学、とくに経済学と技術学、加えて法律の基礎知識、農学または「その他の専業」の実際知識が必要であった。裁判官志願者 (juristische Bewerber) のみが、司法官試補 (Auskultator) として、しばらく裁判所で働かなければならなかった。

以上より、人文的教養と官房学—法学知識が第一関門であった。しかし、つぎに財産証明が必要であった。すなわち、「真面目さを保つこと („anständig zu erhalten“)」という第二の試験を経て、俸給のもらえる地位に就くまでの期間、無給で生活しなければならなかったからである。ともあれ、貴族出身者も、上層市民出身者も、教養と業績という同じ基準に服することにより、「職分を忠実に果す官僚層の新型 (ein „neuer Typus einer gut funktionierenden Beamenschaft“)」を形成したのである。

官僚層を独自の社会集団とした第二の契機は、懲罰権的な意味でもって、君主に対して貫ぬき通した非免官 (die disziplinarrechtlich gegen die Monarchen durchgesetzte Unabsetzbarkeit) と年金の権利 (Pensionanspruch) であった。これにより、独自集団としての官僚層の身分の安定と経済的自立が保証されたのである。<sup>7)</sup>

ところで、「上からの革命」を担った、独自集団としての官僚層の社会的、政治的性格は、いかなるものであったろうか。改革は「上からの革命」であると同時に、アルテンシュタインの云ったように、「内からの革命」<sup>8)</sup>であった。そこで、官僚構成についてみると、1807年から1815年までは、改革官僚が、か

れらに有利な国際的、国内的情况のもとで、主導権を握ったのであるが、トップ官僚は古い血統を持った貴族であった。シュタイン、ハルデンベルク、アウエルスヴァルト、アルテンシュタイン、ドーナ (Dohna)、ビュロー (Bülow) 等がそれである。それに対し、かれらの助言者と行政機関は官僚コース出身者で占められていた。

官僚は二つのタイプに大別される。第一は、経験を積んだ博識の行政技術家であり、ハルデンベルクの右腕と云われ、主として農業立法に従事したシャルンヴェーバーのほか、クレヴィツ (Klewiz) とザック (Sack)、フリーゼ (Friese) 等がこれに属し、第二は、鋭敏で、若く、熱狂的な知識人であり、ハルデンベルクの私秘書で、政敵より「小宰相 (little state chancellor)」と呼ばれたV. ラウマーのほか、シェーン、シュテュゲマン (Stägemann) 等がこれに属した。その他に、ドイツ文化の担い手と緊密に連繫したこの時代にあつて、輝やかしく、しかも容易には御し難い官僚、ニーブール (Niebuhr) や W. v. フンボルト (Wilhelm von Humboldt) 等がいた。<sup>9)</sup>

改革は、官僚指導の「上からの革命」として遂行されると同時に、「内からの革命」として、「改革された絶対主義君主制、すなわち寡頭制的官僚国家」の内部で遂行され、そこには、統治階級内部での改革官僚と旧勢力との闘争があった。したがって、ハルデンベルクを中心とする改革官僚の、伝統的支配勢力、王と大土地所有者に抗しての改革立法は、官僚層内部の多くの、方向を異にする見解に逢着し、「最初から妥協が、実行し得る均衡を確立するための基本方針となったのであった」。この点は、とくにⅡ, [Ⅱ], I, (3)の6)で述べた、ハルデンベルクの農業立法、1811年の「調整勅令」、1812年の「地方駐在國家警察勅令 (Gendarmene-Edikt)」、1816年の「調整布告」において顕著であった。旧ユンカー層の抵抗は、屢々草案段階での修正に成功し、また法の執行を阻んだのであった。1812年の勅令では、<sup>フントラート</sup>郡長を一種のフランスの副知事 (a sort of French subprefect) へ転換し、農村地方レベルで家産的私的司法権を公けの國家へ移すことにより、警察行政の「国民化 (nationalization)」を行なうことを企図したが、既述のような結果に終わったのである。<sup>10)</sup>

農業立法において顕著にみられる、改革官僚の意図と政策の結果の逆転は、官僚層内部における問題から発生したのみでなく、そもそも改革の理念が、ハルデンベルクが明快に言明した「君主制的な統治のなかでの民主的原則」<sup>11)</sup> („Demokratische Grundsätze in einer monarchischen Regierung“)に置かれていた点にも起因していた。すなわち、改革は、絶対主義的統治、または特権そのものに反対する革命ではなく、フランス革命との対比では、1887～1888年に留まり、それを越えてすすむ革命ではなかったのである。農業立法にみられるように、改革の背後で特権の正当化が進行する原因は、この理念のうちにも存在したのである。したがって、改革は、政策主体を、「絶対君主とかれの官房の、中央省庁官僚制による置き換え」、「気まぐれな君主支配の、官僚的絶対主義のヨリ非人格化された制度による置き換え」に転換するに留まった。この点は、改革以降の独自集団としての官僚層の社会的、政治的性格にかかわる問題であるので、以下で検討しよう。<sup>12)</sup>

改革は、プロイセン官僚によって「上からの革命」として遂行された。これは二つの側面をもっていた。すなわち、一方で、改革官僚は絶対君主に対して責任を負いつつ、〔したがって、既述のように、改革終了後には、官僚は王冠の国家大権をも利用したのであるが〕王の個人的干渉を排しつつ改革を行なった。しかし、他方において、改革官僚は、教養特権を基礎に、「教育独裁者」として、大衆からも自由に改革を遂行した。すなわち、改革時から、官僚は、「かれら自身のためには政治的英知を要求しつつ、下層身分 (the lower orders) からくる、いかなる厳しい批判をも無法なものと看做す傾向があった。したがって、精力のいくらかを、自由主義的、急進的デマゴグの抑圧と、『治安妨害の』思想の流れを抑圧する、逆転した仕事に捧げられねばならなかった」が、この傾向は、改革終了後ますます強くなっていったのである。この点から、官僚は、その構成員が貴族であるか否かを問わず、官僚という地位自体が、市民と農民に対して、すなわち大衆に対して、行政権を独占する、排他的な貴族的特権者の地位にあったのである。そして、軍隊とともに、プロイセン社会の頂点に立った高級官僚は、土地所有者の富裕な部分を根幹に、官僚コースから昇進した者

から構成され、そのさい、国家における官僚と同様に、農村において貴族特権所有者の地位に留まった騎士領所有者と、同じ立場に立つ者としての親近性を深めていくのである。<sup>13)</sup>

ところで、「10月勅令」は、国家市民に対する法の平等を宣言し、貴族と平民の区別を廃止した。1807年にハルデンベルクは、「国家におけるすべての地位は、例外なしに、種々のカーストのような団体にはなく、長所と才能をもつ、すべての社会の人々に開かれなければならない」と宣言し、機会の均等、「才能ある者に対して開かれた立身の道 (the career open to talent)」が宣せられた。しかし、実際には、任命と昇進は、費用のかかる高度の教育を受け、長期の無給の職業訓練を経るといふ激しい競争試験を基礎としながらも、高官の縁故と、信頼すべき政治的補助者として機能する意志を持った者に開かれたのである。「身内びいきと情実が、再組織された行政と司法部門の正規の官僚政治において、その伝統的有効性の多くを留め」、「とくにイデオロギーが、……権力のための闘争において重要性を獲得し、高官の指名と個人的観察が、屢々政治的推せん権への道を作るようになったのである」。この結果、『才能ある者に対して開かれた立身の道』とは、政治的に中立、または生ぬるい態度を取るならば、職業的に最も適した者に対しても、開かれない立身の道を意味し、『正しい意志』をもった政治的才能をもつ者に対して開かれた立身の道を意味したのである。……職業的資質よりヨリ決定的であったのは、志願者の政治的血統と見解、かれらがもっているとすれば信念であった<sup>14)</sup>。この傾向は、1815年以降顕著になるのである。

この現象と、先述の「農民解放」による農村社会制度の変化が相互に関連し合った。「農民解放」は、経済的自由の原則に立って、騎士領の売買を通じて、「貴族特権のカーストからの自由を、農村上流階級特権の平等の原理と結び付けることにより、大土地所有者に対して、新しい法的基礎を与えたが、……法的に特権階級と非特権階級間の差別を永続させたのである」。農村においては、騎士領に附着した「貴族的特権の『民主化』」が遂行されたが、「自由と權威の貴族原理」は留まったのであった。<sup>15)</sup>

官僚層も騎士領所有者も、ともに特権的地位を維持しつつ、特権的地位獲得への道が自由化されることにより、改革の国家市民に対する法の平等と経済的自由の原理が遂行されたのである。このように法のもとでの不平等、身分制原理に基づく特権の官僚身分と騎士領所有者身分が存続しつつ、ともに「貴族的特権の『民主化』」〔国家市民に対する法の平等と経済的自由の原理〕を遂行し、下からの才能ある者を特権身分に吸収し、上昇した者を、のちには大ブルジョアジーをも貴族原理〔特権に基づく法の不平等＝身分制原理〕のなかに包摂していく機構が整備されるとともに、両者は非特権身分であるプロイセン人民〔市民と農民〕に対して共通の利害に立ったのである。「二つのパートナーは、権威的な権力グループでありつつ、プロイセン人民が政治的経験を得ないように、かれらを隔離し、国家が特権階級の良心と意志を表現することを越えてすすむことを防ぐことにおいて、共通の利害をもったのである<sup>16)</sup>」。これが、前述の官僚イデオロギーの内容であり、啓蒙官僚の自由思想と国家身分エートスとの混淆を特徴とするプロイセン官僚が生み出され、特権の自由化を通じて、下からの才能ある者を特権身分に吸収することにより、プロイセン官僚は行政効率を高め、騎士領所有者は経営能力を向上させ、農業社会から工業社会への移行に両者ともに適応しつつ、工業化が進展し、階級社会の局面が前面化した以降においても、両者が共鳴しつつ、プロイセンに身分制社会の刻印を留めることになったのである。

「市民的官僚制は、新プロイセンの貴族へ移行した者 (neo-Prussian noble immigrants) と古いプロイセン土地貴族により指導され、後者は、政治的権威グループとしてのみでなく、社会身分エリートとして、地域社会 (community) における地位を強化するべく事を処理した。改革者は、かかる特権に反対はしなかったが、貴族の禁猟地としての特権と、出生が功績の独占を与えるという汚れた考えにのみ反対したのである<sup>17)</sup>」。この結果、「ホーエンツォレルン家はユンカーとの妥協において、君主的絶対主義を建設したが、官僚的絶対主義もまた、大土地所有者との有効に作用する同盟に帰着したのである。この同盟の目的は、貴族的エリートによる支配権の永続性であった<sup>18)</sup>」。後段での考察との関連で云

えば、この官僚制と大土地所有者の、特権を基礎とする貴族的原理に挟まれて、手工業者もまた身分制社会の都市身分として、一括して中間層として、1845年に政策対象となり、後述するように、手工業者が一括して中間層として把握されつづけた所にプロイセン社会の特殊性が刻印されるとともに、中間層もまた、官僚層と大土地所有者とともに、工業化が進展して階級社会局面が前面化した後も、プロイセンに身分制社会の刻印を留めることになるのである。

ところで、改革以降、官僚は社会的特権身分に留まったのみでなく、政治的にも特権身分となった。それは、既述のドイツ政治制度の前民主的、前または半議会主義的構造と裏腹の関係に立つ、「代理議会としての行政」を執行することによってである。すなわち、立法は、閣令の副署、または提案、討論、草案作成、法律制定でもってなされ、「それゆえに議会制度が行なうのが常である方法でもって」<sup>19)</sup>なされたのである。こうして、すでに司法に対する優位を18世紀中葉に克ち取っていた行政官僚は、議会が行なう立法機能を自己に包摂することにより、政治的にも特権身分となったのである。「1806年以降、強力な市民国家機構の操縦者は、国家における指導グループとして、最も良く機能するように準備を整えたが、それは、プロイセン社会の統治エリート<sup>20)</sup>のなかでの行政官僚の職業的、社会的、政治的身分であった」。

しかし、教養特権の基礎上で、限定つきであっても、すべての国家市民に門戸を解放し、それ自体は貴族的特権をもった独自集団として改革をリードした官僚層は、1820年以降その指導力を弱めていった。その原因は、既述のように改革官僚と対立した、伝統的な支配階級ユンカーが、自己の経済基盤を近代化して強化し、また、自由主義経済立法を基礎に、興隆してきたブルジョア企業層が、官僚政治に対する政治闘争を行なうようになり、さらに、改革による経済的、社会的変化により生じてきた「社会問題」<sup>21)</sup>が、伝統的な官僚政治の手段でもってしては解決できなかつたことにあった。この結果が、1847年2月3日の勅令による合同州議会の召集と、唯一の国家身分としての官僚の性格の喪失であった。つぎに、合同州議会から革命挫折後の三級選挙法に基づくプロイセン下院創設に至る過程で、官僚政治の相対的自立性がどのように維持されてい

ったのか、の考察に移ることにしよう。

- 1) Barbara Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“ als bürokratische Modernisierungsstrategie in Preußen, Ein Problemskizze zur Reformpolitik Hardenbergs, in, D. Stegmann u. a. Hg., Industrielle Gesellschaft und politisches System, Festschrift F. Fischer zum 70. Geburtstag, Bonn 1978, 67. なお、「上からの革命」という言葉が、フランス革命直後にA.フォン・シュトルーエンゼーにより使用されたことが示すように、改革は、たしかにナポレオン軍への敗戦という「外からの衝撃なしには (ohne Anstoß von außen)」, 1806年以降の急速な展開が示されなかったにせよ、後述するように改革の発端は1795年から1805年の10年間にあり、改革の数々の先例がこの間に手がけられていた点を看過してはならない (Vgl. Ebd., 69-70)。
- 2) Ebd., 77.
- 3) Ebd., 59.
- 4) Ebd., 74. B. Vogel, Staatliche Gewerbereform, 191. なお、シャルンヴェーバーは、都市手工業者についても、かれらがツunft強制と、営業の自由の欠如のもとで、ただ一つの営業に制限された職業陶冶を受け、不況の時に他の営業に移ることができず、「生活の合理性 („Rationalität des Lebens“)」の発展が阻外され、「学校教育と国民教育 („Schul- und Nationalbildung“)」が欠如し、困窮に陥っている、と述べている (B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 74)。
- 5) B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 78. dies., Staatliche Gewerbereform, 187.
- 6) B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 68-69, 70. なお、ここで二点に注意しておきたい。第一は、ハルデンベルクの云う「個々の国家市民の内的および外的福祉」の促進に関連してである。「国家市民の福祉」, 「一般的利害 (das „Allgemeininteresse“)」, または「公益への配慮 (die Sorge um das gemeine Wohl)」といった言葉は、のちにⅡ, [Ⅱ]の2で述べるように、諸身分に分散していた政治権力を領邦君主の手に集中していく過程、すなわち30年戦争以後のプロイセンにおける絶対主義形成の流れのなかで、とりわけ自立した都市経済政策を領邦経済政策に統合していく過程において、すなわち重商主義政策の遂行にさいして、分裂した諸身分の私的利害に対立し、これを克服する手段として使用されたものである (Wolfgang Zorn, Sozialgeschichte 1648-1800, in, Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte, herausgegeben von Hermann Aubin und Wolfgang Zorn, Band 1, Stuttgart 1971, 574. Herbert Hassinger, Politische Kräfte und Wirtschaft 1350-1800, in, Handbuch, Bd.

1, 610. B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 71)。

そのさい、プロイセンにおける特徴は、伝統的な権利と義務、例えば農村における農場領主の伝統的な権利と義務、都市におけるツンフト親方の伝統的な権利と義務を国家が正式に認可する代りに、農村における郡長<sup>ランドラート</sup>、都市における都市税務監督官 (Steuerrat) の任命権とツンフト特権の授与権を国家が掌握した点にあった。この結果、旧来の生活諸集団は、伝統的な権利と義務の保持という基盤のうえで、一般の利益と必要のための任務を国家から割り当てられることになり、こうして伝統的な行為規範が国家の命令に生まれ変わり、農奴もまた「国家の自由な市民」とされ、全社会生活を個人のプライバシーに至るまで統制するようになった。トクヴィルの表現を借りれば、権力中枢から操作される民主主義への指向、すなわち「社会主義」への指向が生み出されたのである。しかし、同時にⅡ, [Ⅱ], 1の3)で述べた「フリードリッヒ大王の国家観のヤヌスの頭」、すなわち、一方における伝統的な社会差別を注意深く守りながら、他方で国家主権の考えを貫徹し通すという一般国法に結実した国家観が生み出されたのである (Vgl., F. Hartung, a. a. O., 72-73, 訳, 163~164ページ, R. Koselleck, Staat und Gesellschaft in Preußen, 83, 訳, 440~441ページ, W. Zorn, Sozialgeschichte 1648-1800, 593. H. Hassinger, a. a. O., 610, 636)。

第二は、政策目的の意志形成と政策決定過程とともに、政策実施過程と政策の作用結果の検討もまた重要である。後に触れる農業立法におけるように、政策の意図と結果が逆になることもあり得るからである。がいずれにせよ、官僚を一義的に支配階級の道具と見なし、政策を経済的利害対立の反映とすることは誤りであろう。

- 7) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 244-246. B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 68. なお、ここで、教養特権を基礎とする独自集団としての官僚層が形成されてくる過程は、18世紀後半に始まる「君主的絶対主義」から「官僚的絶対主義」への移行過程と絡み合いながら進行するので、この過程を概観しておきたい。プロイセンにおける中央集権化は18世紀中葉に完了する (H. Rosenberg, Bureaucracy, 151)。その指標は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世治下での、1723年の「18世紀におけるプロイセンの最高行政官庁」としての軍事=御料地財政総監理府 (General-oder-finanz-kriegs-und-domänen-direktorium, 以下略称 Generaldirektorium 総監理府を使用) の設立を起点とする中央と地方行政の整備であり、これを基礎とする「官房からの統治 (Regierung aus dem Kabinett)」, すなわち「プロイセンにおける君主親裁の統治の独特の形態 (die besondere Form der monarchischen Selbstregierung in Preußen)」の確立である (F. Hartung, a. a. O., 69, 70, 訳, 157, 159ページ)。いわゆる「君主的絶対主義 (der monarchischen Absolutismus,

monarchical absolutism, Hofischer Absolutismus)」(F. Hartung, a. a. O., 147, 訳, 347ページ, H. Rosenberg, Bureaucracy, 153, 167-168, 188, 202, 206, 208, 216, W. Zorn, Sozialgeschichte, 574) の確立である。そのさい、プロイセン官僚制の特徴は、「ホーエンツォレルン家とユンカーの間の妥協が、官僚国家を形成するさい、プロイセン的実験の基礎であったので、ユンカーの比重の強いことが、絶対君主の指導的官僚の進化にさいしても、反映した」点に求められるのであるが(H. Rosenberg, Bureaucracy, 138), 以上の過程については、後にⅡ,〔Ⅱ〕の2, で年表を用いながら、やや詳しく述べるとして、ここでは、フリードリッヒ大王以降の「君主的絶対主義」から「官僚的絶対主義(ein bürokratischer Absolutismus, bureaucratic absolutism)」(F. Hartung, a. a. O., 147, 訳, 347ページ, H. Rosenberg, Bureaucracy, 153, 167-168, 183, 202, 206, 208, 216) への移行の過程における、独自集団としての官僚層の形成に焦点を絞って概観しよう。

なお、ここで「絶対主義」というのは、封建貴族とブルジョアジーの勢力均衡を基礎とする絶対君主権力という、階級概念を基礎とするマルクスの概念を内容として使用せず、官僚制と軍隊を支配下においた君主の絶対権力という、政治形態を内容として使用する。したがって、「絶対主義」を問題とする時、軍事制度の考察が不可避であるが、後に年表で説明することとし、ここでは行政官僚を中心に概観することにしたい。

18世紀初頭以降、高級官僚には非貴族出身者が多数就任した。「王の召使(the royal servants)」としての古いユンカー貴族官僚は、軍事最優先のプロイセン国家にあって、退役将校出身で、読み、書きのできない者が多かったからである。非貴族出身官僚は、官職にある間、一代または世襲貴族に上昇する道が開かれた。この結果、大選帝侯が1660年に獲得した貴族任命権に基づいて、新貴族となった「新官僚(the new bureaucrats)」と古いユンカー貴族官僚との二つのタイプが、前者の、将校への従属の形態から分離独立する過程と絡み合いながら成立し、両者の間で対立関係が生み出された。フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世は、「分割して統治する技術」として、意図的に官僚の二つのタイプの創出を企図したのであった。もとより、新興貴族は、古い貴族との結婚、または騎士領を獲得して、古い貴族の生活に入り、身分の安定を計るという形で、両者の融合も進展したのであった(H. Rosenberg, Bureaucracy, 112, 139-144, 148. 上山安敏『ドイツ官僚制成立論』有斐閣, 1964年, 249~250ページ)。

こうした状況のもとで、フリードリッヒ大王は、一方で騎士領の売買を貴族に限定し、貴族特権を拡大し、貴族、市民、農民の身分差別を強化して、理想を古い地方貴族に求めた。任命、昇進は特権階級の権利となり、政策決定、外交は宮廷の権利とし、郡長と将校は貴族に限定された。この身分制強化を根幹としつつ

も、他方で大王は大胆にアウトサイダーを採用した。その顕著な例は、アクチャーゼの全行政をフランス人に委ねたレジ (Regie) の導入である。以上の官僚政策を支えたのが、大王の官房からの、極端に独裁的な指導と、スパイと情報提供者を拡大することによる、王自身の最高の統率力と行政機構の管理であった。(H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 155-157, 163, 167-168, 180, 196-197. 上山『ドイツ官僚制成立論』, 205, 224, 226~228, 251~252ページ)。

この大王の「君主的絶対主義」体制のもとで、官僚は、すでに大王の治世中に、大王の行政への介入に対して、それを阻止するのに一部成功を収めた。第一は王の農業政策に対してである。大王は、農業国家プロイセンを強化するために、私領地において農奴の劣悪な保有権を世襲保有権に転換し、さらに賦役義務を減少しつつ廃止の方向に導き、この過程で農村貴族と農村官僚貴族の間の対立を生み出す政策を推進しようとしたのであるが、結果的には、私領地はほぼ現状のままに留まり、大王の意図とは逆に、農村貴族と農村官僚貴族の協調と統一戦線が生み出されたのであった。両者の亀裂は1806年以降深刻化するのである。第二は、前述の1766年のレジ導入に伴うフランス人官僚に対する積極的、消極的レジスタンスであり、大王没後の1786年に、20年間の闘争の結果、廃止を克ち取ったのである (H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 195-197)。

このように大王治世中に、すでに「恣意的な君主権力と気まぐれな干渉を一般的支配へ置き換えるための間断のない闘争」が開始されたのである。そのさい、後者に有利に作用したのが、「王の召使」の増大する数であった。1740年から1806年までにプロイセンの国家領域は三倍に、人口と国庫収入は四倍に増大し、政府による経済資源の開発、行政国家のサービスの拡大と強化により、官僚組織が巨大となり、官僚政治が王の人格的支配を脱し、非人格的性格を帯びるようになっていった。これが機能的独立性と専門知識の独占、貴族的身分集団としての自意識、忍耐と抵抗の進展を生み出した (Ebd., 175-176)。

恣意的君主権力を阻止し、独自集団としての官僚層を形成するために、境界石となったのが、1770年の強制採用試験の導入と上級試験委員会 (Oberexaminationskommission) の設置であった。試験制度は、すでにコクツェイ (Cocceji) とヤリゲス (Jariges) により、1748年に司法部門に導入されていたが、行政部門へ導入したのは、皮肉にも、印刷されたものは一行も読まないことを自慢にしていたフォン・ハーゲン (Minister von Hagen) であった。この背景には、7年戦争後の不況のなかで古い大臣が没し、官僚の質の低下が進行したことがあった。

しかし、試験は事実においてよりも、むしろ名前において競争をもたらした。身内びいきと情実の伝統的な採用慣習を、洗練された機会の不平等の新しい型へと導いた。試験制度は、社会的に立派な人であり、かつ資金力をもった、大学で

養成された応募者に優先権を与えた。採用されるためには、大学を卒業し、必要な縁故をもち、高額な試験料を払うとともに、現職の練習生としての無給時代の財源を負担しなければならなかったのである (F. Hartung, a. a. O., 74-75, 訳, 168ページ, H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 178-180. 上山『ドイツ官僚制成立論』, 239~240ページ, 河上倫逸, 前掲書, 262~264ページ。また, コクツェイ, および司法と行政の分離と後者の優位確立過程については, H. Rosenberg, *Bureaucracy* 123-136. 上山『ドイツ官僚制成立論』, 296~297ページ, を参照せよ)。

しかし、高級官僚への扉は下級官僚に対して閉ざされたのではなかった。但し、かれらが、高い地位にある上司により、試験候補者に指名されたばあいだけである。そのさい、上司は、かれの性格、仕事での適合性、習慣、生活様式に関して、欠陥がないことを注意深く調査する責任を負った。18世紀後半の「貴族反動の時代」にあっても、この道は閉ざされなかった。フォン・シェーンが云ったように、「高貴な生まれの官僚が適さない仕事も遂行されなければならないがゆえに、この種の人々を排除することはできない」からである。しかし、「中間階級の人々は、ただいかに働くかを知っており、いかに統治するかは知っていない。……したがって、貴族官僚が必要とする、重要問題に対する時間を生み出すため、その仕事を容易にするという、用心深い目的でもって、市民的官僚を任命することは、異常なことではなかった」のである。こうして、1770年以降貴族の評価と関心に一致した、「性に合った人間」のみが、貴族官僚に従属して仕事をするという「流線型となった階層制」が生み出された。貴族官僚と市民出身官僚の間の軋轢が減少し、前者の優位のもとで社会的に排他的な身分集団として、勤務への凝集力と名誉を高めていったのである。そして、同種繁殖とカーストの精神に新鮮な刺戟を与えたのである (H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 179-180)。

以上のように、18世紀後半は版図の拡大のなかで、貴族官僚のデクラッセが増大した結果、新しい社会的価値基準が出現し、教養 (Bildung) が階級移動のチャンネルとなった。大学での教養の内容としては、実務的な官房学の研究に重点が置かれるとともに、哲学、文学、芸術の修得が重んぜられた。それは、最初社会的ファッションのようなものであったが、やがて大きな意味をもつようになった。内容は、大王がフランス文化を重んじたのに対し、ドイツ文化を中心とした。18世紀後半には、ドレスデン、ライプツヒヒ、ゲッティンゲン、イエーナ、ヴァイマル、ハンブルクといったドイツ文化の中心が、ハレやケーニヒスベルクといった大学町に拡大し、1790年以降ベルリンもまたドイツ文化の中心となったのである。

こうしたなかで、ケーニヒスベルク大学の二人の教授、ドイツ観念論哲学の高峰カントと、A・スミスの自由主義理論の導入者クラウスが、独自集団としての

官僚層形成に、とりわけ重要な影響を与えた。前者による、知的関心、人間の新しい人道主義的概念、<sup>モラル</sup>道徳の自由といった、精神面における新個人主義の基礎上で、個人的、団体的自由への熱望が高められ、A・スミスの自由主義理論と共鳴しつつ、官僚は、個人を手段としてではなく、目的として尊敬し、王と軍事・警察国家の干渉を排するという、個人と社会の両面における自由主義的見解が形成された。大学でのこの教養を共通にもつことが、独自集団としての官僚層の形成に大きく貢献したのである。本質的には非政治的である観念論哲学が、A・スミスの理論と共鳴しつつ、ドイツ官僚制に対してのみ政治的重要性を獲得したのであった。1806年以降、プロイセン改革の指導を担った改革官僚は、この過程から生み出された (Ebd., 184-186, 188, 201. 上山『ドイツ官僚制成立論』, 310, 315~316ページ)。

以上のように、試験制度の導入により、大学での教養修得を共通にすることから、官僚内での貴族と平民出身者の間の軋轢が緩和し、個人の尊厳を基礎に王の干渉を排除する独自集団としての官僚層が形成されてくるのであるが、これと平行して現実の政治過程においても、大王没後、フリードリッヒ・ヴィルヘルム二世と三世治下の1786年から1806年まで、官僚制が王の干渉から解放される過程が進行した。その画期は1794年の一般国法の成立である。官僚統治の領域において、王は確定した規定の束縛に従うことになった。この結果、王を法のもとに置き、統治における個人的要素が減少することになり、職務階層制を自己中心の政治的寡頭制へと進化させることに拍車がかけられたのである。官僚は王の恣意から解放され、大臣の職のみが剝奪可能領域に留まった。

こうして、「君主的絶対主義」から「官僚的絶対主義」への移行、「放逸な君主専制主義の統治の、人道化された官僚的絶対主義のヨリ寛大で、ヨリ効率的な形態による置き換え」の過程が進行し、官僚は「王の召使」から「国家の召使 (servants of the state, Diener des Staates)」へと移行していったのである。

1799年のクラウスの言葉を借りて云えば、「プロイセン国家は、無制限の君主国であることから離れて」、実際には「薄いヴェールをかぶった貴族政治」であり、「この貴族政治が、官僚政治として、公然の形態をとって支配した国家」となったのである。また、試験制度を通じて、市民の官僚への門戸解放を一理由に、同じ年に、シュトルーエンゼーはフランス大使に、「あなたが下からなした効能ある革命は、プロイセンでは上から、漸進的に行ないたいと思います。王は王自身のやり方で民主主義者です。王は絶えず貴族特権を制限する計画を立て、ヨーゼフ二世 (Joseph II) の計画に従おうとしています、ヨリゆっくりとした仕方においてです。数年の間に、プロイセンでは、いかなる特権階級も存在しなくなるでしょう」と語ったのであった。1806年以降のプロイセン改革による「官僚的絶対主義」の確立と、官僚が「国家の召使」として「国家の主人 (the mas-

ters of the state)」を欲する素地はこうして形成された (H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 161, 189-191, 197-199, 201)。

なお、プロイセン改革以降における「官僚的絶対主義」の実態については、本文に譲りたいと思う。

- 8) H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 203, 204.
- 9) *Ebd.*, 209, 213-214. なお、改革官僚については、河上倫逸, 前掲書, 507～513ページ, をも参照せよ。
- 10) *Ebd.*, 204, 208, 218, 226.
- 11) *Ebd.*, 203, 204, 207, 216. H. Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, 10, 訳, 23ページ。
- 12) H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 203-204, 206, 208.
- 13) *Ebd.*, 200, 209, 227. なお、軍隊においても、行政官僚におけると同様の経過を辿り、プロイセン将校団が自治的団体としての地位を強化して、軍事的官僚制が形成されるとともに、才能のある非貴族にも立身の機会が開かれたが、結果的には、軍事的貴族の祝福、将校階級に対するユンカー管理の維持が貫かれた点については、Vgl. *Ebd.*, 214-217.
- 14) *Ebd.*, 199, 211-213.
- 15) *Ebd.*, 217, 218-219, 222.
- 16) *Ebd.*, 227.
- 17) *Ebd.*, 212.
- 18) *Ebd.*, 227.
- 19) B. Vogel, *Die „allgemeine Gewerbefreiheit“*, 71. なお、ここで「代理議会としての行政のテーゼ (die These von der Verwaltung als Ersatzparlament)」は、Eckart Kehr, *Zur Genesis der preußischen Bürokratie und des Rechtsstaats*, in, ders., *Der Primat der Innenpolitik*, hg. v. H.-U. Wehler, Berlin 1964, 37-38. において提起され、R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 230, 259, 261, で展開されているが、その結果について、前者が、20世紀の議会制度の民主的正当性、すなわち議会的統治制度〔普通選挙を基礎とする議会の立法に基づく行政〕の正当性を是認して、プロイセン官僚政治の支配を批判しているのに対して、後者が、「一般的利害 (das „Allgemeininteresse“)」が、それによって実現されたと強調する点において相違している。但し、R. コゼレックが「一般的利害」の実現を強調するのは、それが1820年以降不可能になっていく点に、1848年の革命の必然性を求める脈絡においてである、とB. フォーゲルは指摘する。
- 20) H. Rosenberg, *Bureaucracy*, 199.
- 21) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 259ff., 323ff.,

u. 3. Kap. また, Vgl. die Rezension Kockas, VSWG 57, 1970. B. Vogel, Die „allgemeine Gewerbefreiheit“, 71-72. なお, R. コゼレックは, 改革より1847年の合同州議会開催に至る官僚政治の変遷を, 1821年のヘーゲル『法哲学』(Georg Friedrich Wilhelm Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Mit einem Vorwort von Eduard Gans. Sämtliche Werke. Jubiläumsausgabe in zwanzig Bänden von Hermann Glockner, Bd. 7, Stuttgart 1928. ヘーゲル『法の哲学』(上)(下), 高峯一愚訳, 創元文庫, 1958年, 1959年, ヘーゲル『法の哲学』藤野渉, 赤沢正敏訳, 中央公論社, 世界の名著35, 『ヘーゲル』所収, 1967年)と, 1843年のマルクス『ヘーゲル法哲学の批判から』(Karl Marx, Aus der Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, in, Karl Marx・Friedrich Engels Werke, Band I, Berlin 1958, 201-333. 『マルクス・エンゲルス全集』第1巻, 大内兵衛・細川嘉六監訳, 大月書店, 1959年, 331~372ページ)を関連させて, 哲学的視点〔自己の時代の思想的把握〕(C.F.W. Hegel, a. a. O., 35, 高峯訳, (上), 23ページ. なお, マンフレッド・リーデル『ヘーゲル法哲学—その成立と構造—』清水正徳/山本道雄訳, 福村出版, 1976年, 106ページ, 同『ヘーゲルにおける市民社会と国家』池田貞夫・平野英一訳, 未来社, 1985年, 15ページ, をも参照せよ)より解説している。

まず, ヘーゲルは市民社会(die bürgerliche Gesellschaft)を独自の範疇として展開する。それは家族と国家の中間に現われ (§. 182), 家族の崩壊により個人の恣意が自由に行なわれることにより (§. 179), 個人は市民社会の子となる (§. 237)。市民社会は, まず欲望の体系(das System der Bedürfnisse)として現われ, 社会状態が欲望, 手段, 享楽を無限に多様化し特殊化する方向に向かうと (§. 195), 労働, 分業と財産を頼りとするようになる (§. 198, 199)。これは市民(すなわち bourgeois)であって (§. 190), 政治的市民ではない。ここで, ヘーゲルは, ハルデンベルク立法以来, 法の現実となった国家と社会の分離を最初の概念として把握する (R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 388)。

国会(Stände)は, 国家と社会の分離にそって概念的に二重化される。それは, 国家および政府と個々人の利益の中間に媒介機関として存在する (§. 302)。しかし, 国会は, 個別者, 私的立場および特殊利益に由来するので, 一般利益を犠牲にして活動する傾向があるのに対し, 国家権力というもう一つの契機は, 普遍的目的に献身せしめられるものであるがゆえに, 「国家最高の官吏は必然的に国家の諸制度や諸欲求の本性に対する, 一層深く一層包括的な洞察を有し, ……国会開期中絶えず最善を尽くさねばならぬことはもちろん, 国会なしにも最善を尽くすことができる」 (§. 301)。したがって, ヘーゲルは, 「国会の制度は単に

一つの附屬物 (Zuwachs)] (§.314) として規定したのである (R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 388-389)。

マルクスは、ヘーゲル『法哲学』発行後20年の経験に基づいて、ヘーゲルを批判する。かれは、「政治的な諸身分が社会的な諸身分に転化するの、歴史の一つの進歩である」(MEW, Bd. 1, 283, 訳, 320 ページ) との観点から、官僚制を遅れたものとみなした。

「中世的意味における身分は、市民的な地位と政治的な地位が直接に同一であるところの官僚制の内部だけ存続した」(Ebd., 284, 訳, 321ページ)。したがって、マルクスは、官僚制を「国家の市民社会」として「市民社会の国家」である諸職業団体に対峙させる (Ebd., 247, 訳, 281ページ)。

官僚の国家市民意識は改革官僚も同じであったが、マルクスは、現実の国家生活がめざめ、職業団体から解放された後 (Ebd., 247, 訳, 281ページ)、近代市民社会が国家から区別され、官僚制はもはや市民社会と同じではなくなったと主張する。ヘーゲルは、「現実的に行動する国家に対して、その肉体として官僚制を与え、この官僚制を、知る精神として、市民社会という唯物論の上においた」(Ebd., 277, 訳, 313ページ)。しかし、本質上「形式的組織としての国家」である官僚制は、自己自身を国家の窮極の最終目標とみなし、「知識の位階秩序」を形成する (Ebd., 248-249, 訳, 282ページ)。そして、官僚は市民社会の真の国家代表者ではなく、市民社会に対立する国家代表者であり、国家は市民社会の外に居住しているため、官僚によってだけ、国家は市民社会に接触するのである (Ebd., 252, 訳, 286ページ)。

中世では、市民社会の諸身分そのものが、同時に立法的な身分であった。しかし、ヘーゲルは、近代的状态では市民社会と政治的国家の分離を前提とし、立法権という国会の要素を市民社会のたんなる政治的な形式的組織とするとともに、他方で市民的諸身分そのものを政治的諸身分〔国会〕とする。すなわち、一方で国会の要素を、市民社会の国家からの、分離の表現とし、同時に国会は、現存していない、市民社会と国家の同一性の代表でなくてはならないとするのである (Ebd., 276-277, 訳, 312~313ページ)。また、一方で、国会の要素は、行政権が君主の側における政治的国家の抽象であるのと同じく、市民社会の側における政治的国家の抽象であるとしながらも、他方で、国会の要素を行政権とともに、人民と君主の中間項として、市民社会と政府との中間項等々として指摘するのである (Ebd., 228, 訳, 325ページ)。

ここからマルクスはつぎのような展望を導き出す。このように、国家と政府は、つねに同一のものとして一方の側に、特殊な領域と個人とに解体した人民は、市民社会として他方の側に置かれ、国会は媒介する機関として両者の間に立っている。こうして国会は確立した矛盾であると同時に、矛盾解消の要求でもあ

る、と (Ebd., 270. 訳, 306ページ)。

ヘーゲルの曖昧さは、またつぎのような二重の姿をとって現われている。市民社会は個人主義の徹底した原理である。身分は一般に、区別や分離が個々人の存在であるという意義をもつ。そこでは、個々人の生活や活動等の仕方は、社会の一成員としてのものではなく、社会の例外となり、かれの特権となる。ヘーゲルによれば、「政治的=身分的〔国会的〕要素」が、身分の原理をそのうちに含むことにより、身分の区別の本質を肯定している。国会の制度のなかで、身分の区別が市民的領域とは違った意義を獲得するのである。すなわち、ここでは人間が、一方で、かれの本質の種々の規定において自己同等でありつつ、他方で、人間を身分と同一化することにより、一定の排他的に制限されたものであると主張されており、外観的な同一性が幻想となって現われているのである (Ebd., 285-286. 訳, 322~323ページ)。

国会は、個人=社会と身分=政治的国家という矛盾する要素を含みながら、国会の同一性を主張するヘーゲルの幻想から、マルクスはつぎの展望を導き出す。国会〔身分〕は、人民と政府を媒介するだけでなく、君主権が孤立した極となるのを防ぐとともに、人民が有機的国家に対する集団的権力になることを防ぐ役割を果たし、この結果、集団の外にある知性〔=官僚〕が集団的な権力を動かし得るようになった。この状況のもとで、マルクスは、孤立化した利害関係〔市民社会〕が、国会を舞台として、国家〔官僚〕と決着をつけることを欲したのである (Ebd., 270-271. 訳, 306~307ページ)。

マルクスは当時、ライン自由派の立場に立った『ライン新聞』の編集者を去り、ドイツとフランスの民主主義者を勧誘して『独仏年誌』の発行を企図していた。そして、マルクスは、論理的にはヘーゲルにより、経験的には当時の状況から結論を出したのである。マルクスは云う。「立法権」は政治的国家の統体制であり、政治国家の現象にまで追いやられた矛盾である。それゆえ、それは政治国家の解体を定立するものであり、立法権は反乱を定立するものである (Ebd., 295. 訳, 333 ページ)。この結果、立法権を官僚から奪取する国家市民の要求を正当化したのである。マルクスは、国家市民として発展しようとした市民の側に立ち、国家の第一身分を歴史の最後の身分にしようとしたのである。

そして、「人間が、……国家制度の運動が、すなわち前進が国家制度の原理とされること、したがって、国家制度の現実の担い手、すなわち人民が国家制度の原理にされることが、必要欠くべからざることである。その場合には、前進そのものが国家制度なのである」と主張した (Ebd., 259. 訳, 294ページ)。当時は、官庁組織の枠内で、有能な、法的進歩を願った人民を指導することが不可能となった時代であり、マルクスの主張の延長線上で1847年の合同州議会が成立する (Vgl. R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 389-391)。

ヘーゲルとマルクスの哲学的視点〔自己の時代の思想的把握〕に基づく官僚制の把握の変遷から構成した、以上のR. コゼレックの叙述から、つぎの三点に注目しておきたい。まず、ドイツ語の Stände は、「諸身分」と「国会」という二つの意味をもち（『マルクス＝エンゲルス全集』、第1巻、310ページ）、高峯一愚訳のヘーゲル『法の哲学』と、全集のマルクス『ヘーゲル法哲学の批判から』の訳文では、ともにこの訳語が用いられている。これに対し、藤野渉、赤沢正敏訳の『法の哲学』では、議会と訳されている。ところで、ヘーゲルの著作発行後、2年を経た1823年に開設されたプロイセンの議会は、州議会であったので、本稿では州議会または議会として使用している。また、この註では、訳語は高峯訳と『マルクス＝エンゲルス全集』に従っている。プロイセン一般国法は国会を志向していたし、また、ヘーゲルの著作のモデルは、リシュリューとナポレオンに代表されるフランスの国家制度の〔中央集権的〕普遍的原理を基礎に、各地方、各団体の自治という〔地方分権的〕特殊性を尊重するイギリスの行き方を取り入れて構成された、といわれているからである（上妻精、小林靖昌、高柳良治『ヘーゲル法の哲学』有斐閣新書、1980年、285～286ページ）。つぎに、「国家と社会の分離」についてであるが、哲学レベルでのこの言葉を、現実の政治、社会、経済、文化に具体化して使用するばあいには、意味内容を明確にして、一義的に使用しないと、さまざまな意味内容において使用可能なだけに、論旨に混乱を生じるといえる点である。最後に、後述するように、1847年の合同州議会で実現したかにみえた立法権の官僚〔国家〕から議会〔市民社会〕への奪取は、『三月革命』の挫折とともに、再びあと戻りさせられた点である。